



平成 29 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名	富士機工株式会社
代表者名	代表取締役社長 村瀬 昇也 (コード：7260、東証第 1 部)
問合せ先	取締役常務執行役員 北川 忠明 (TEL. 053-575-2713)

**株式会社ジェイテクトによる当社株式に係る株式売渡請求を行うこと
の決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

平成 29 年 12 月 15 日付「株式会社ジェイテクトによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社ジェイテクト（以下「ジェイテクト」又は「特別支配株主」といいます。）は、平成 29 年 11 月 1 日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である平成 29 年 12 月 21 日をもって、当社株式 50,385,113 株（議決権所有割合（注）95.01%）を所有するに至り、当社の会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みません。以下同じとします。）に定める特別支配株主となっております。

ジェイテクトは、平成 29 年 10 月 31 日付で当社が公表した「株式会社ジェイテクトによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、ジェイテクトが所有する当社の議決権の数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、ジェイテクトが会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となったことから、当社株式の全て（但し、ジェイテクトが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、最終的に当社をジェイテクトの完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主（但し、ジェイテクト及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。当社は、本日付でジェイテクトより本株式売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、この結果、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成 30 年 1 月 22 日まで整理銘柄に指定された後、平成 30 年 1 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式が上場している東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

（注） 「議決権所有割合」とは、当社が平成 29 年 11 月 8 日付で提出した「第 98 期第 2 四半期報告書」に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（53,171,286 株）から、当社が平成 29 年 10 月 31 日に公表した「平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在当社が所有する自己株式数（138,407 株）を控除した株式数（53,032,879 株）に係る議決権の個数（530,328）個に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

記

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	株式会社ジェイテクト	
(2) 所 在 地	大阪市中央区南船場三丁目5番8号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 安形 哲夫	
(4) 事 業 内 容	機械器具部品及び工作機械の製造販売等	
(5) 資 本 金	45,591百万円(平成29年9月30日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	平成18年1月1日	
(7)	大株主及び持株比率 (平成29年9月30日 現在)	トヨタ自動車株式会社 22.50% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 8.52% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.37% 株式会社デンソー 5.35% 日本生命保険相互会社 2.92% 株式会社豊田自動織機 2.28% 資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口) 2.25% 三井住友信託銀行株式会社 2.22% 株式会社りそな銀行 1.97% 株式会社三井住友銀行 1.85%
(8)	当社と特別支配株主の関係	
	資 本 関 係	ジェイテクトは、本日現在、当社の発行済株式総数(53,171,286株)の94.76%に相当する50,385,113株を保有しております。
	人 的 関 係	本日現在、当社の社外監査役1名がジェイテクトの顧問を兼務しております。その他、当社の取締役3名及び監査役1名がジェイテクトの出身者です。
	取 引 関 係	当社は、ジェイテクトに対し、自動車部品を販売しております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	ジェイテクトは、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたしません。

(2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	平成29年12月22日(金曜日)
当 社 の 取 締 役 会 決 議 日	平成29年12月22日(金曜日)
売 買 最 終 日 (予 定)	平成30年1月22日(月曜日)
上 場 廃 止 日 (予 定)	平成30年1月23日(火曜日)
取 得 日	平成30年1月26日(金曜日)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、金740円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、ジェイテクトより、本日付で、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

- (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）

ジェイテクトは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき740円の金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

平成30年1月26日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

ジェイテクトは、本売渡対価の支払のため、株式会社三菱東京UFJ銀行から、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しております。

- (6) 上記の他、本株式売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、平成30年4月12日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてジェイテクトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引は当社の企業価値の一層の向上に資するものであるとの結論に至りました。

当社を取り巻く経営環境は、自動車業界の動向に大きく影響を受けることとなります。近年、自動車業界においては安全運転支援システム・自動走行システム（注）等の次世代技術への対応を背景に、自動車部品に求められる機能は高度化・複雑化しており、今後もその傾向は持続すると考えられます。当社でもこのような新たな顧客ニーズや技術革新に対応するため、様々な研究開発を行っておりますが、当社単独の人的・物的資源では、対応が限定的とならざるを得ない状況でございます。

また、サプライヤー間でのグローバルな競争に勝ち残るためには、高品質かつ低コストでの製品提供を実現することも引き続き重要となっております。自動車業界がグローバルに展開しているため、当社の製品供給体制もグローバルで構築していくことが必要となります。しかしながら、当社の製品供給体制を当社単独でグローバルに構築するには、各国の法・税務規制等に対応できる人材及び市場動向を的確に把握し、各国での販売体制の構築・発展に寄与できる人材の雇用等、人的な面での負担が重くなってきております。

(注) 安全運転支援システム・自動走行システムの定義 (出所：平成 28 年 12 月 7 日「自動運転レベルの定義を巡る動きと今後の対応 (案)」内閣官房 IT 総合戦略室)

分類	概要	左記を実現するシステム
情報提供型	ドライバーへの注意喚起等	
自動制御活用型	レベル 1： 単独型	加速・操舵・制動のいずれかの操作をシステムが行う状態
	レベル 2： システムの複合化	加速・操舵・制動のうち複数の操作を一度にシステムが行う状態
	レベル 3： システムの高度化	加速・操舵・制動を全てシステムが行い、システムが要請したときのみドライバーが対応する状態
	レベル 4： 完全自動走行	加速・操舵・制動を全てシステムが行い、ドライバーが全く関与しない状態
		「安全運転支援システム」
		「自動走行システム」

かかる状況において、ジェイテクトの完全子会社となることにより、当社単独では対応することが難しい上記の課題に対しても、柔軟かつ迅速な意思決定に基づく対応が可能となり、成長戦略をより実効的に実現できると考えております。

具体的には、以下の(A) から(C)のような相乗効果が期待され、本取引が成立した場合には、当社を含むジェイテクトグループ全体として、更なる収益基盤と事業競争力が強化され、企業価値向上が可能になるものと考えております。

(A) システム対応力強化

ジェイテクトは主要製品としてステアリングを手掛けておりますが、ステアリングコラム (注1) を手掛ける当社と連携することにより、ステアリング製品を一貫して開発・生産することが可能となります。かかる体制の実現により、ステアリングシステムをフルラインナップで提供することが可能なサプライヤーとして、事業競争力の強化に繋がるものと考えます。

(B) 開発体制の効率化と先端技術の開発強化

ジェイテクトと当社の連携により、開発・生産が効率化することで、より高付加価値でコスト競争力のある製品の供給が可能となるほか、顧客の需要に柔軟に対応できる生産体制を築くことも可能となります。さらに、開発の効率化による先端技術への経営資源のシフトを行うことで、安全運転支援システム・自動走行システムや次世代ステアリング技術 (注2) といった今後の需要が見込まれる先端技術に対する対応を強化することが可能となります。

(C) マーケティング活動における連携と顧客基盤の強化・拡大

ジェイテクトと当社が連携し、相互の海外拠点を地理的に補完するとともに、積極的な営業活動を行うことで、ジェイテクトグループとして、グローバル市場でのシェア維持・拡大に繋がるものと考えます。

以上より、本取引によりジェイテクトの完全子会社となりジェイテクトグループとの強固な連携を実現することは、当社の経営にとって必要な諸施策を実行に移すことが容易になるだけでなく、これまで上場会社としての独立性及び自主性を維持するという観点から実現することが難しかった、ジェイテクトグループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とし、今後の当社の発展に資するものであると考えております。

(注1) ドライバーのハンドル回転によってタイヤを操舵する際に、動力サポートする装置の一部

(注2) ステアリングの動きからドライバーの意図を読み取り、ドライバーのステアリング操作を電気信号に置き換えてタイヤを動かし、タイヤ角度とハンドル角度、操舵力を独立して制御するテクノロジー

なお、当社は、ステアリングコラム事業、シート事業及びパワートレイン事業の3事業を主たる事業として展開してまいりましたが、上述のように自動車部品メーカーとしての高度な技術力及び開発力がますます求められる状況下で、限られた経営資源をステアリングコラム事業、シート事業及びパワートレイン事業の3事業に分散して投入していくよりも、事業の選択と集中を行い、自動車部品メーカーとしての対応力を高めていくことが必要な状況にあります。また、当社とジェイテクトとの間ではステアリングコラム事業、パワートレイン事業分野で相乗効果を見込んでおりますが、ジェイテクトの手掛けていないシート事業に関しては、更なる事業の発展に向けてシート専門メーカーである第三者への譲渡の提案をジェイテクトから受けました。上記の提案を受け、当社は、本取引後の当社を含むジェイテクトグループ全体としての企業価値向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、シート事業に関しては、第三者への譲渡が適当と判断しました。シート事業の譲渡先については、シート事業の主要な取引先であり、かつ長年の当社との資本関係・事業関係があり、円滑な事業運営が見込まれ、シート事業の価値の最大化が見込まれることから、シート事業の業界大手企業である株式会社タチエス（以下「タチエス」といいます。）が最適であるとの判断に至りました。具体的には、平成29年10月1日に当社が営むシート事業を吸収分割の方法により株式会社TF-METAL（以下「TF-METAL」といいます。）に対して承継させ、平成29年10月2日にTF-METALの発行済株式の全部を当社がタチエスに対して譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）いたしました。詳細は、平成29年4月28日付で当社が公表した「シート事業の譲渡に伴う会社分割（吸収分割）及び承継会社の株式譲渡（子会社等の異動）に関するお知らせ」、平成29年5月30日付の「（開示事項の変更）シート事業の譲渡に伴う会社分割（吸収分割）及び承継会社の株式譲渡（子会社等の異動）に関するお知らせ」、平成29年8月29日付の「（開示事項の変更）シート事業の譲渡に伴う会社分割（吸収分割）及び承継会社の株式譲渡（子会社等の異動）に関するお知らせ」及び平成29年10月20日付の「（開示事項の訂正）シート事業の譲渡に伴う会社分割（吸収分割）及び承継会社の株式譲渡（子会社等の異動）に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、ジェイテクトとの間で、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格について複数回にわたる協議・交渉を行ってまいりました。上記協議・交渉の中で、当社は平成29年3月24日、ジェイテクトから公開買付け価格につき1株当たり690円という提案を受領しました。当社は、この提案につき、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）からの助言を踏まえ、当社の過去の株価推移や過去の非公開化を目的とした公開買付けにおけるプレミアム水準、野村證券からの助言に基づく当社株式の株式価値にかかる試算結果の内容等を参考にした結果、公開買付け価格をより引き上げることが望ましいと判断し、公開買付け価格の再検討をジェイテクトに依頼しました。その後も平成29年4月17日及び平成29年4月18日にジェイテクトとの間で協議・交渉を行いました。上記交渉のなかで、当社は、ジェイテクトから公開買付け価格につき1株当たり740円という提案を受領しました。上記提案がされた後も、野村證券より当社株式の価値の算定について説明を受け、公開買付け価格の更なる引き上げを試み、継続的な協議・交渉を行いました。その後、野村證券からの助言を踏まえ、第三者委員会とも協議を行ったうえで、再度慎重に検討し判断した結果、本公開買付け価格は、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付していると判断するに至りました。具体的には、(i) 本公開買付け価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載のとおり、野村證券による算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果の範囲内にあること、(ii) 本公開買付け価格が、東証第一部における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成29年4月27日の当社株式の終値603円に対して22.72%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間（平成29年3月28日から同年4月27日まで）の終値の単純平均値

549 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して 34.79%、同日までの過去3ヶ月間（平成29年1月30日から同年4月27日まで）の終値の単純平均値550円に対して34.55%、同日までの過去6ヶ月間（平成28年10月28日から平成29年4月27日まで）の終値の単純平均値496円に対して49.19%のプレミアムが加算されており、完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 本公開買付け価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付け価格の公正性を担保するための措置が採られており、少数株主への配慮がなされていると認められること、(iv) 本公開買付け価格が、上記利益相反を解消するための措置が採られたうえで、当社とジェイテクトの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には野村證券による当社株式の株式価値にかかる算定結果の内容や第三者委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成29年4月28日開催の取締役会において、当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始される場合は、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。上記取締役会決議は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の方法により決議されております。

その後、当社は、ジェイテクトから、平成29年9月13日に、平成29年9月12日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領し、これをもって、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が全て完了し、またその他の一定の事項（詳細は、本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに関する重要な合意」の「①公開買付けに関する合意書（公開買付者及び当社との合意）」の「(A) 公開買付者による本公開買付けの実施」をご参照ください。）が充足される目途がついたことから、本公開買付けを平成29年11月1日から開始したい旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成29年4月28日以後、同年10月30日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと、また当社の株式価値算定に重要な変更を及ぼす事由が生じていないことを確認し、平成29年10月31日現在においても、本公開買付け価格及び本公開買付けにかかるその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成29年10月31日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の方法により決議されております。

その後、当社は、平成29年12月15日、ジェイテクトより、本公開買付けに対して当社株式32,625,113株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、ジェイテクトは、平成29年12月21日をもって、議決権所有割合95.01%を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、ジェイテクトより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、本日開催の当社の取締役会において、(i) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであり、上記のとおり、本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(ii) 本売渡対価は、本公開買付価格と同一であり、本公開買付価格の決定に際しては、当社及びジェイテクトから独立した第三者委員会の答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(iii) ジェイテクトは、本売渡対価を、株式会社三菱東京UFJ銀行を貸付人とするローン契約書に基づく借入を原資として支払うことを予定しており、当社としても、平成29年12月15日付けで締結された当該ローン契約書を確認することにより、ジェイテクトによる資金確保の方法を確認していること、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、がそれぞれ認められると判断し、当社をジェイテクトの完全子会社とすることを目的とする本取引を進めるべく、ジェイテクトからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、当社の取締役である村瀬昇也氏（以下「村瀬氏」といいます。）、杉本尚康氏（以下「杉本氏」といいます。）及び北川忠明氏（以下「北川氏」といいます。）はジェイテクトの出身者であるため、必ずしも当社の少数株主と利害が一致しない可能性があることに鑑み、本取引に関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議及び決議には一切参加しておりません。上記取締役会決議は、出席した取締役全員の一致により承認決議を行っております。

また、当社の常勤監査役である浦田信二氏（以下「浦田氏」といいます。）はジェイテクトの出身者であり、社外監査役である吉田紘司氏（以下「吉田氏」といいます。）はジェイテクトの顧問を兼務しているため、必ずしも当社の少数株主と利害が一致しない可能性があることに鑑み、本取引に関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議には一切参加しておりません。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東証第一部に上場しておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成30年1月22日まで整理銘柄に指定された後、平成30年1月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東証第一部において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及びジェイテクトは、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下を実施いたしました。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、ジェイテクトから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、ジェイテクト、当社及びタチエスから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成 29 年 4 月 27 日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。当社の取締役会は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。なお、野村證券は、ジェイテクト、当社及びタチエスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、複数の株式価値算定手法の中から、当社株式の株式価値算定に当たり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの判断に基づき、当社株式が東証第一部に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社株式の株式価値を算定しました。野村證券が当該各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

市場株価平均法	496 円～603 円
類似会社比較法	656 円～1,074 円
DCF法	690 円～1,485 円

市場株価平均法では、平成 29 年 4 月 27 日を算定基準日として、東証市場第一部における当社の株式の基準日終値 603 円、直近 5 営業日の終値の単純平均値 585 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 549 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 550 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 496 円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を 496 円～603 円と算定しております。

類似会社比較法では、当社のステアリングコラム事業及びパワートレイン事業（以下「残存事業」といいます。）と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、残存事業の株式価値を算定し、その株式価値にTF-METALの株式譲渡価額（以下「本株式譲渡価額」といいます。）60 億円を加味したうえで、当社の株式価値を算定しております。当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を 656 円～1,074 円と算定しております。

DCF法では、残存事業にかかる事業計画（平成 30 年 3 月期から平成 33 年 3 月期まで）における収益や投資計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成 30 年 3 月期以降に創出されると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いたものにシート事業の本株式譲渡価額を加味したうえで、当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を 690 円～1,485 円と算定しております。なお、DCF法による分析において前提とした事業計画及び財務予測は大幅な増減益を見込んでおりません。（注）

また、当該事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではありません。

なお、当社とタチエスとの間で本株式譲渡に関する契約が締結されていることに加え、本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに関する重要な合意」に記載のとおり、本公開買付けの開始の主要な前提条件の一つとして、本株式譲渡にかかる契約に定める売主及び買主の各義務の履行の前提条件が全て充足されることが合理的に見込まれることが設定されており、かつ、本株式譲渡の前提条件として、当社のシート事業及びこれに付随する権利義務をTF-METALに承継する吸収分割契約（吸収分割の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日）の効力発生が含まれておりますので、株主総会における同吸収分割契約の承認が得られている場合、本株式譲渡が本株式譲渡価額にて実行される蓋然性が高まると判断され、当該本株式譲渡価額を所与として、当社株主が本公開買付けの応募の是非を判断すると想定されたことから、野村證券は、本株式譲渡価額による譲渡を前提とし、本株式譲渡価額を残存事業の株式価値に加味して当社株式の株式価値を算定しているとのことです。現に、平成 29 年 4 月 28 日時点で想定しておりましたとおり、平成 29 年 10 月 1 日に当社が営むシート事業を吸収分割の方法によりTF-M

ETALに対して承継させ、平成 29 年 10 月 2 日にTF-METALの発行済株式の全部を当社がタチエスに対して、本株式譲渡価額 60 億円にて譲渡しております。

なお、シート事業の本株式譲渡価額の検討にあたり、ジェイテクト、当社及びタチエスから独立した第三者算定機関である野村證券から株式価値算定書を取得いたしました。詳細は平成 29 年 4 月 28 日付で当社が公表した「シート事業の譲渡に伴う会社分割（吸収分割）及び承継会社の株式譲渡（子会社等の異動）に関するお知らせ」をご参照ください。

(注) 野村證券は、株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、当社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、当社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については当社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

② ジェイテクトにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ジェイテクトは、本公開買付価格を決定するに際して、ジェイテクト、当社及びタチエスから独立した第三者算定機関として、ジェイテクトのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ジェイテクト、当社及びタチエスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値算定にあたって採用すべき算定方法を検討したうえで、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析の各手法を用いて当社株式の株式価値分析を行い、ジェイテクトは三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成 29 年 4 月 27 日付で株式価値算定書を取得したとのことです。なお、ジェイテクトは、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券により上記各手法において算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価分析	: 496 円から 603 円
類似企業比較分析	: 390 円から 705 円
DCF分析	: 673 円から 860 円

なお、本公開買付け及びシート事業にかかる本株式譲渡は、一体として行われることが想定されているため、ジェイテクトが公開買付けを実施する当社は、シート事業を除いた事業に加え、シート事業に代わり本株式譲渡価額相当額の現金を保有していると想定していたとのことです。したがって、ジェイテクトが算定を依頼した三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、DCF分析によりシート事業を除いた事業の株式価値を算定した上で、本株式譲渡の対価として当社に支払われる本株式譲渡価額を足し合わせるにより、当社の株式価値を算定しているとのことです。

市場株価分析では、平成 29 年 4 月 27 日を基準日として、東証第一部における当社株式の基準日終値 603 円、直近 1 ヶ月間（平成 29 年 3 月 28 日から同年 4 月 27 日まで）の終値の単純平均値 549 円、直近 3 ヶ月間（平成 29 年 1 月 30 日から同年 4 月 27 日まで）の終値の単純平均値 550 円及び直近 6 ヶ月間（平成 28 年 10 月 28 日から平成 29 年 4 月 27 日まで）の終値の単純平均値 496 円を基に、当社株式 1 株当たりの価値の範囲を 496 円から 603 円と分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社株式1株当たりの価値の範囲を390円から705円までと分析しているとのことです。なお、類似企業比較分析の前提とした当社の財務指標については、本株式譲渡の影響を織り込んでいないとのことです（注1）。

DCF分析では、平成29年3月期から平成33年3月期までの当社の事業計画（当社からTF-METALに対して承継させるシート事業を除いた事業に関する財務予測に基づき作成しております。）、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した、平成29年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて算定した企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの価値の範囲を673円から860円と分析しているとのことです。なお、DCF分析の前提とした当社の事業計画について大幅な増減益を見込んでいる事業年度はなく、また、本株式譲渡による影響や本株式譲渡価額60億円を考慮した上で算定を行っているとのことです（注2）（注3）。

ジェイテクトは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書における各分析の算定結果を参考にしつつ、当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの際に買付価格に付与されたプレミアムの実例、当社株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、当社との協議・交渉の結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案し、平成29年4月28日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり740円とすることを決定したとのことです。

（注1） 類似企業比較分析における当社の財務指標については、シート事業を含めた将来の収益予想及び本株式譲渡の影響を受けていない純有利子負債直近実績値（平成28年12月末時点）を用いて分析しているとのことです。

（注2） 本株式譲渡価額は、当社が野村證券から取得したシート事業に関する算定書、当社とタチエスの間の協議・交渉の結果等を踏まえて決定されております。なお、ジェイテクトは本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関から本株式譲渡価額に関する算定書は取得していないとのことです。

（注3） 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社株式の株式価値の算定に際し、ジェイテクト及び当社から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、当社及び当社の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて当社の財務予測に関する情報については、ジェイテクト及び当社による算定日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成29年4月27日までの上記情報を反映したものととのことです。

③ 当社における独立した第三者委員会の設置

平成29年10月31日時点において、当社はジェイテクト及びタチエスの子会社ではなく、本公開買付けは、MBOには該当せず、また、支配株主による公開買付けにも該当しません。もっとも、同日現在、ジェイテクトは当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であり、当社株式17,760,000株（所有割合（注）33.49%）を保有しており、また、タチエスは主要株主である第二位株主及びその他の関係会社であり、当社株式12,979,000株（所有割合24.47%）を保有しており、ジェイテクトとタチエスは、合計すると当社株式にかかる議決権の過半数（307,390個。平成29年9月30日現在の議決権数（530,123個）に対して57.98%）を所有しておりました。また、ジェイテクトは当社を完全子会社化することを企図していること、平成29年4月28日時点での当社の取締役9名のうち、村瀬氏、杉本氏及び北川氏がジェイテクトの出身者であったこと、岩石徹氏（以下「岩石氏」といいます。）及び伊月憲康氏（以下「伊月氏」といいます。）がタチエスの出身者であったこと、同日時点での当社の常勤監査役で

ある西村悟氏（以下「西村氏」といいます。）はジェイテクトの出身者であったこと、社外監査役である吉田氏はジェイテクトの顧問を、同じく田口裕史氏（以下「田口氏」といいます。）はタチエスの代表取締役会長を兼任していたこと等から、本公開買付けは、必ずしも当社の少数株主と利害が一致しない可能性があることに鑑み、当社は、本公開買付けの公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を回避する観点から、平成 29 年 3 月 28 日、ジェイテクト、当社及びタチエスから独立した第三者によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては当社社外取締役である公認会計士の桑木肇氏（桑木公認会計士事務所）、公認会計士の長谷川臣介氏（長谷川公認会計士事務所）及び弁護士の高橋明人氏（高橋・片山法律事務所）の 3 名を選定しております。）を設置しました。

（注） 「所有割合」とは、当社が、平成 29 年 11 月 8 日付で提出した「第 98 期第 2 四半期報告書」に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（53,171,286 株）から、当社が平成 29 年 10 月 31 日に公表した「平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在当社が所有する自己株式数（138,407 株）を控除した株式数（53,032,879 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

当社は、当該第三者委員会に対し、(a) 本取引の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(b) 本取引における取引条件の公正性が確保されているか、(c) 本取引において公正な手続を通じた当社の株主への十分な配慮がなされているか、(d) 本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点について答申書を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

第三者委員会は、平成 29 年 4 月 6 日より平成 29 年 4 月 25 日までの間に合計 5 回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。具体的には、第三者委員会は、かかる検討に当たり、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、当社の事業の状況及び今後の見通し、本取引が当社の事業計画に影響を与え得る諸要因の具体的な内容及び計画、主要株主である筆頭株主のジェイテクト及び主要株主である第二位株主のタチエスによる、これまでの当社に対する経営関与の状況、本取引の条件等に関する交渉の状況及び事業計画等についての説明を受け、質疑応答を行いました。次に、ジェイテクト及びタチエスそれぞれから、本取引を提案するに至った経緯、本取引の目的、背景及び必要性、事業の概要、当社への経営関与の状況及び本取引後に予定している事業の展開について説明を受け、質疑応答を行いました。第三者委員会は、当社から、当社とジェイテクト及びタチエスとの間における本取引にかかる協議・交渉の状況につき報告を受けており、更に、第三者委員会は、野村證券より、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、これに関する質疑応答を行いました。その際、第三者委員会は、当社株式の株式価値算定に当たり、類似会社比較法及び DCF 法においては、残存事業の株式価値を各算定手法で算出したうえで、シート事業の本株式譲渡価額を加味することで当社の株式価値を算定しているとの説明を野村證券より受けております。加えて、第三者委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置を含む本取引に関する説明を受け、これに関する質疑応答を行いました。

第三者委員会は、このような経緯の下、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、平成 29 年 4 月 27 日に、当社の取締役会に対し、第三者委員会において説明がなされた事実関係、及び第三者委員会に提出された資料の記載事項がすべて真実であること等の一定の前提条件の下、以下のとおり検討及び評価をした結果、委員全員の一致で、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないとの内容の答申書（以下「平成 29 年 4 月 27 日付答申書」といいます。）を提出しております。

(a) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」並びに「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の (i) 本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに (ii) 本取引のメリットからは、本取引の目的は当社の企業価値向上を目指したものであるとすることができ、加えて当社においては、本公開買付け

のジェイテクトとの間で当社の属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本取引の必要性及びメリットの検討を行っていること、今後の事業見通し及び成長見通し並びに本取引後の運営方針等については、当社の事業内容及び経営状況を前提とした上で、ジェイテクトの事業内容をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないことから、本取引は当社の企業価値向上に資するであろうと考えられること。

- (b) 当社は、本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うに当たり、当社株式価値算定のための独立の第三者算定機関である野村證券を起用・選任し、野村證券から、本取引に併せて実施するシート事業譲渡の影響を考慮した本株式価値算定書を取得していること、その上で、(i)本株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると言え、またその内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられることから、特段不合理な点あるいは著しい問題等は認められないと考えられること、(ii)本株式価値算定書を基礎として当社においても本取引の必要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で本公開買付価格の検討を行ってきたこと、(iii)経験豊富なファイナンシャル・アドバイザーを起用し、本公開買付価格を含む本取引全般の条件交渉を実施したこと、(iv)当社取締役会において最終的に決議を予定している本公開買付価格についても、相応のプレミアムが付された価格と言えること、(v)上記(i)から(iv)までの当第三者委員会での議論及び検討の結論を含め、特段不合理な点あるいは著しい問題等は認識していないことから、これら当社における対応は、本取引の条件とりわけ本公開買付価格の公正性を確保し、またこれらに関する当社の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があるものと考えられること、加えて、(1)本取引における完全子会社化取引の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定すること、(2)本取引における完全子会社化取引は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続きとして行われることが予定されているもの（いわゆる二段階買収としての手続）であるところ、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにされていることについて合理性が認められること、(3)その上で、前記のとおり本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の公正性確保、またこれらに関する当社の判断・意思決定の過程から恣意性を排除するための方法についてはいずれも合理性・相当性が認められることに鑑みても、本取引における完全子会社化取引の条件に関してもその公正性が確保されているものと考えられること。
- (c) 当社は本取引への対応を検討するに当たり、本取引の条件とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、当社株式価値の算定を、当社及びジェイテクトのいずれからも独立した第三者算定機関である野村證券へ依頼した上で、本株式価値算定書を取得し、また本取引に関する法的助言を得るべく、当社及びジェイテクトのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、このような体制・状況のもと、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、早期かつ詳細な開示・説明による当社株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の公正性の担保、また本取引における完全子会社化取引の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること。
- (d) 上記(a)乃至(c)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらないこと。

その後、当社は、ジェイテクトから、平成 29 年 9 月 13 日に、平成 29 年 9 月 12 日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領し、これをもって、国内外の競争法に基づき必要な手続き及び対応が全て完了し、またその他の一定の事項（詳細は、本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに関する重要な合意」の「①公開買付けに関する合意書（公開買付者及び当社の間合意）」の「(A)公開買付者による本公開買付けの実施」をご参照ください。）が充足される目途がついたことから、本公開買付けを平成 29 年 11 月 1 日から開始したい旨の連絡を受け、平成 29 年 9 月 26 日、当社が

設置した第三者委員会に対して、平成 29 年 4 月 27 日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを諮問いたしました。第三者委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、平成 29 年 4 月 27 日以後、同年 10 月 30 日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと、また当社の株式価値算定に重要な変更を及ぼす事由が生じていないことを確認し、平成 29 年 10 月 30 日に、当社取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の答申書（以下「平成 29 年 10 月 30 日付答申書」といいます。）を提出しております。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引にかかる意思決定過程の公正性及び適正性を確保するため、ジェイテクト、当社及びタチエスから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、ジェイテクト、当社及びタチエスの関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社の取締役会は、野村證券より取得した本株式価値算定書及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討いたしました。

そのうえで、当社取締役会が、当社を取り巻く厳しい事業環境の中で、当社が更なる企業価値向上を実現するには、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の施策を実施することにより、ジェイテクトグループとの強固な連携を実現し、当社の経営にとって必要な諸施策を実現に移すことを容易にするだけでなく、上場会社としての独立性及び自主性を維持するという観点から実現することが難しい、ジェイテクトグループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とすることが必要であるとの結論に至ったことから、本公開買付けを含む本取引によりジェイテクトの完全子会社となることが当社の企業価値の向上に資するものであると判断しました。

また、(i) 本公開買付け価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載のとおり、野村證券による算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びDCF法の算定結果の範囲内にあること、(ii) 本公開買付け価格が、東証第一部における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 29 年 4 月 27 日の当社株式の終値 603 円に対して 22.72%、同日までの過去 1 ヶ月間（平成 29 年 3 月 28 日から同年 4 月 27 日まで）の終値の単純平均値 549 円に対して 34.79%、同日までの過去 3 ヶ月間（平成 29 年 1 月 30 日から同年 4 月 27 日まで）の終値の単純平均値 550 円に対して 34.55%、同日までの過去 6 ヶ月間（平成 28 年 10 月 28 日から平成 29 年 4 月 27 日まで）の終値の単純平均値 496 円に対して 49.19%のプレミアムが加算されており、完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 本公開買付け価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付け価格の公正性を担保するための措置が採られており、少数株主への配慮がなされていると認められること、(iv) 本公開買付け価格が、上記利益相反を解消するための措置が採られたうえで、当社とジェイテクトの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には野村證券による当社株式の株式価値にかかる算定結果の内容や第三者委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、当社取締役会は、

本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上により、当社は平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始される場合は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記平成 29 年 4 月 28 日付取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まずジェイテクト及びタチエスの出身者を除く取締役のみで審議及び決議を行い（以下、本項において、平成 29 年 4 月 28 日開催の当社取締役会において行ったかかる審議及び決議を総称して、「平成 29 年 4 月 28 日第 1 決議」といいます。）、さらに、ジェイテクト及びタチエスの出身者である取締役は会社法第 369 条第 2 項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解される可能性があるため、平成 29 年 4 月 28 日第 1 決議は、同条第 1 項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成 29 年 4 月 28 日第 1 決議に参加しなかった取締役を加えた当社の全ての取締役にて改めて審議及び決議を行い（以下、本項において、平成 29 年 4 月 28 日開催の当社取締役会において行ったかかる審議及び決議を総称して、「平成 29 年 4 月 28 日第 2 決議」といいます。）、平成 29 年 4 月 28 日第 1 決議、平成 29 年 4 月 28 日第 2 決議の両会議の内容が一致した場合に当社取締役会として決議が成立したものと取り扱うことといたしました。その上で、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 29 年 4 月 28 日第 1 決議及び平成 29 年 4 月 28 日第 2 決議の両決議がそれぞれ決議に参加した取締役全員一致で成立したため、当社の取締役会として上記の決議が成立いたしました。よって、ジェイテクトの出身であった、村瀬氏、杉本氏及び北川氏、並びに、タチエスの出身であった、岩石氏及び伊月氏は平成 29 年 4 月 28 日第 1 決議の審議及び決議に参加せず、平成 29 年 4 月 28 日第 2 決議の審議及び決議にのみ参加いたしました。

なお、当社監査役については、平成 29 年 4 月 28 日開催の当社取締役会においては、ジェイテクトの出身であった西村氏、ジェイテクトの顧問を兼務していた吉田氏及びタチエスの代表取締役会長を兼務していた田口氏は、同様の観点から平成 29 年 4 月 28 日第 1 決議にかかる取締役会の審議には参加せず、平成 29 年 4 月 28 日第 2 決議にかかる取締役会の審議にのみ参加しました。

平成 29 年 4 月 28 日第 1 決議及び平成 29 年 4 月 28 日第 2 決議にかかる取締役会は、上記の利益相反の疑いを回避する観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く全ての取締役が出席し、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、出席した監査役のいずれからも特に異議は述べられていません。

その後、当社は、ジェイテクトから、平成 29 年 9 月 13 日に、平成 29 年 9 月 12 日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領し、これをもって、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が全て完了し、またその他の一定の事項（詳細は、本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに関する重要な合意」の「①公開買付けに関する合意書（公開買付者及び当社間の合意）」の「(A)公開買付者による本公開買付けの実施」をご参照ください。）が充足される目途がついたことから、本公開買付けを平成 29 年 11 月 1 日から開始したい旨の連絡を受け、平成 29 年 9 月 26 日、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社が設置した第三者委員会に対して、平成 29 年 4 月 27 日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを諮問いたしました。第三者委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、平成 29 年 4 月 27 日以後、同年 10 月 30 日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと、また当社の株式価値算定に重要な変更を及ぼす事由が生じていないことを確認し、平成 29 年 10 月 30 日に、当社取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の平成 29 年 10 月 30 日付答申書を提出しました。当社は、かかる第三者委員会の意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、当社としても、平成 29 年 4 月 28 日以後、同年 10 月 30 日までの間に、当社の業況や本取引を

取り巻く環境に重大な変更が見られないこと、また当社の株式価値算定に重要な変更を及ぼす事由が生じていないことを確認し、平成 29 年 10 月 31 日現在においても、本公開買付価格及び本公開買付けにかかるその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、同日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記平成 29 年 10 月 31 日付取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まずジェイテクト及びタチエスの出身者を除く取締役のみで審議及び決議を行い（以下、本項において、平成 29 年 10 月 31 日開催の当社取締役会において行ったかかる審議及び決議を総称して、「平成 29 年 10 月 31 日第 1 決議」といいます。）、さらに、ジェイテクト及びタチエスの出身者である取締役は会社法第 369 条第 2 項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解される可能性があるため、平成 29 年 10 月 31 日第 1 決議は、同条第 1 項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成 29 年 10 月 31 日第 1 決議に参加しなかった取締役を加えた当社の全ての取締役にて改めて審議及び決議を行い（以下、本項において、平成 29 年 10 月 31 日開催の当社取締役会において行ったかかる審議及び決議を総称して、「平成 29 年 10 月 31 日第 2 決議」といいます。）、平成 29 年 10 月 31 日第 1 決議、平成 29 年 10 月 31 日第 2 決議の両会議の内容が一致した場合に当社取締役会として決議が成立したものと取り扱うことといたしました。その上で、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、平成 29 年 10 月 31 日第 1 決議及び平成 29 年 10 月 31 日第 2 決議の両決議がそれぞれ決議に参加した取締役全員一致で成立したため、当社の取締役会として上記の決議が成立いたしました。よって、当社の取締役 9 名のうち、ジェイテクトの出身である、村瀬氏、杉本氏及び北川氏、並びに、タチエスの出身である、岩石氏及び横田政明氏は平成 29 年 10 月 31 日第 1 決議の審議及び決議に参加せず、平成 29 年 10 月 31 日第 2 決議の審議及び決議にのみ参加いたしました。

なお、当社監査役については、平成 29 年 10 月 31 日開催の当社取締役会においては、当社の常勤監査役でありジェイテクトの出身である浦田氏、ジェイテクトの顧問を兼務する吉田氏及びタチエスの特別顧問を兼務する田口氏は、同様の観点から平成 29 年 10 月 31 日第 1 決議にかかる取締役会の審議には参加せず、平成 29 年 10 月 31 日第 2 決議にかかる取締役会の審議にのみ参加しました。

平成 29 年 10 月 31 日第 1 決議及び平成 29 年 10 月 31 日第 2 決議にかかる取締役会は、上記の利益相反の疑いを回避する観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く全ての取締役が出席し、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、出席した監査役のいずれからも特に異議は述べられていません。

また、本日開催の取締役会において、ジェイテクトより本日受領した本株式売渡請求に係る通知を受け、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役である村瀬氏、杉本氏及び北川氏はジェイテクトの出身者であるため、必ずしも当社の少数株主と利害が一致しない可能性があることに鑑み、本取引に関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議及び決議には一切参加しておりません。上記取締役会決議は、出席した取締役全員の一致により承認決議を行っております。

また、当社の常勤監査役である浦田氏はジェイテクトの出身者であり、社外監査役である吉田氏はジェイテクトの顧問を兼務しているため、必ずしも当社の少数株主と利害が一致しない可能性があることに鑑み、本取引に関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議には一切参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

ジェイテクトは、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式についてジェイテクト以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図して、公開買付期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日より長期の 30 営業日に設定していたとのことです。

また、当社は、ジェイテクトとの間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

4. 今後の見通し

本株式売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及びジェイテクトの両者の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

ジェイテクトは、当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会による本株式売渡請求に対する承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成 29 年 6 月 22 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関からの助言を取得するなど、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。

本株式売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程においても、当社は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、係る対応は上記方針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、平成 29 年 4 月 27 日付で、第三者委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないとの内容の平成 29 年 4 月 27 日付答申書を入手しております。また、当社は、平成 29 年 10 月 30 日付で、第三者委員会より、上記意見に変更がない旨の平成 29 年 10 月 30 日付答申書を入手しております。なお、当該答申書は、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者から、本株式売渡請求が本売渡株主にとって不利益ではないことに関する意見を改めて取得しておりません。

以 上